

桜島地域における義務教育学校基本・実施設計業務委託に係る 企画提案競技（公募型プロポーザル）実施要領

1 目的

本市においては、令和4年6月に、桜島地域における義務教育学校の基本方針などをまとめた「桜島地域における義務教育学校基本構想」を策定しており、今後、この基本構想に基づき、桜島地域における義務教育学校の整備を進めていくこととしている。

基本構想では、本施設が、本市の学校規模適正化の推進において素晴らしい事例となるよう、また、持続可能な開発目標に配慮しつつ、今後の桜島の魅力創出の核となる地域に開かれたシンボリックな施設を目指すことを整備方針として掲げている。

整備方針の実現のため、豊富な経験や高度な課題解決力、豊かな創造力をもつ最良な設計者を選定するため、企画提案競技を実施するものである。

2 事務局

〒892-0816 鹿児島市山下町6番1号

鹿児島市教育委員会事務局管理部学校整備室（教育総合センター2階）

電話 099-227-1930（直通）

電子メール gakkouseibi@city.kagoshima.lg.jp

3 業務の概要

(1) 業務名 桜島地域における義務教育学校基本・実施設計業務委託

(2) 整備予定地 鹿児島市桜島横山町1722番17ほか

(3) 業務内容

桜島地域における義務教育学校基本・実施設計及び関連工事等の設計

※関連工事等の設計については以下のとおり。

① 既存施設の解体設計

② 自然公園法に係る許可申請手続き支援及び環境調査

③ 地盤調査業務

(4) 履行期間 契約締結の日から令和6年1月31日（水）まで（予定）

(5) 整備スケジュール（予定）

基本・実施設計 令和4～5年度

工 事 令和6～7年度

開 校 令和8年 4月

4 資格要件

令和4年6月22日告示第777号記載のとおり

5 業務実施上の留意事項

- (1) 本業務に、管理技術者及び建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備の分野において主任技術者を配置すること。
- (2) 管理技術者は、各主任技術者を兼任しないこと。また、主任技術者は、他の分担業務分野の主任技術者を兼任しないこと。
- (3) 建築（構造）、電気設備及び機械設備分野の主任技術者は、協力事務所の技術者でも可とする。
- (4) 主たる業務（意匠分野）を再委託しないこと。
- (5) 業務の一部を再委託する場合は、協力事務所が本市から契約に係る指名停止を受けていないこと。

※協力事務所とは、設計業務を実施する上で、受注者が業務の一部を再委託する設計事務所等のこと。

6 選定方法と流れ

(1) 審査委員会の設置

参加表明者の中から設計候補者を選考するため、「桜島地域における義務教育学校基本・実施設計企画提案競技審査委員会設置要領」に基づき、桜島地域における義務教育学校基本・実施設計企画提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会の委員は次のとおり。

委員長	木方 十根	（鹿児島大学大学院理工学研究科教授）
委員	川島 茂	（鹿児島県立短期大学生活科学科教授）
〃	竹ノ下 武宏	（桜峰校区コミュニティ協議会会長）
〃	中 豊司	（鹿児島市教育委員会事務局管理部長）
〃	山下 聖和	（鹿児島市教育委員会事務局教育部長）
〃	矢崎 順一	（鹿児島市教育委員会事務局管理部参事施設課長）
〃	新留 善章	（鹿児島市建設局建築部参事設備課長）

(2) 審査方法

本企画提案競技の審査は、二段階で行う。

- ① 第一次審査（書類審査）
第二次審査参加者を5者程度選定する。
- ② 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
本業務に最も適した設計候補者及び次点の者をそれぞれ1者選定する。

(3) 評価項目

評価項目は次のとおりとする。

評価項目	
実績等 (様式2から様式6)	<ul style="list-style-type: none"> ・資格者数・技術者数調書 ・実績調書（企業） ・実績調書（管理技術者） ・実績調書（各主任技術者） ・協力事務所調書
提案書（様式7） 各A3用紙1枚 (計3枚)	<p>テーマ①</p> <p>[設計のコンセプト] A3用紙1枚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人々と地球にとって持続可能な未来の実現に向けた、現在の世代から本校で学ぶ子ども達へのメッセージを、どのように建築に託すか。 ・桜島の魅力創出の核となり、地域に開かれたシンボリックな施設とするため、桜島の魅力や地理的特性、気候・風土をどのように理解し、その特性をどのように設計で配慮するか。 ・以上を含め、今回の設計において特に留意すべきと考えている点について、どのような設計コンセプトで対処するか。
	<p>テーマ②</p> <p>[基本構想及び設計のコンセプトを踏まえた施設計画] A3用紙1枚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設へのアプローチ、周辺街路との高低差、桜島や錦江湾への眺望などを考慮した配置計画の考え方 ・教育部分と地域開放部分との管理区分の考え方 ・住民にとっても使いやすい開放的な図書室の配置や空間、利用形態などの考え方 ・時代の変化や教育環境の変化などに対応するフレキシビリティの考え方 ・現在の児童数等を踏まえ、想定する延べ面積と概算工事費の提案
	<p>テーマ③</p> <p>[業務の進め方等] A3用紙1枚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計から施工監理までの工程に関する考え方と、成果物の品質確保に向けた業務の進め方と取組体制 ・成果品の提出までの間（特に設計方針を固める11月までの間）の、児童・生徒や教職員、地域の意見集約等に関する具体的な取組み ・簡易地盤調査を踏まえた基礎および建築の構造計画 ・構造材の木質化の課題と課題解決に向けた具体的な提案、以上を踏まえ提案する構造種別とその理由 ・ZEB化実現の課題と課題解決に向けた具体的な提案 ・降灰を踏まえた空調・換気設備方式の提案 ・様々な場面におけるICTの活用についての提案 ・その他独自の提案

7 実施スケジュール

項目	日程
告示	令和4年6月22日（水）
参加表明書等交付	令和4年6月22日（水） ～8月1日（月）
質問受付（1回目）	令和4年6月22日（水） ～7月1日（金）
質問回答（1回目）（HP掲載）	令和4年7月6日（水）
質問受付（2回目）	令和4年7月4日（月） ～7月15日（金）
質問回答（2回目）（HP掲載）	令和4年7月21日（木）
第一次審査参加に係る書類提出	令和4年6月22日（水） ～8月1日（月）
第一次審査（書類審査）	令和4年8月9日（火）
第一次審査結果通知	令和4年8月10日（水）
第二次審査参加に係る書類提出	令和4年8月10日（水） ～8月22日（月）
第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和4年8月29日（月） 予定
第二次審査結果通知 (選定結果HP公表)	令和4年9月上旬

8 第一次審査参加に係る書類提出

(1) 書類等の作成

本企画提案に参加しようとする者は、別紙「提出書類等作成要領」に基づき、必要な書類を作成し、提出すること。

(2) 提出方法等

① 提出期間

令和4年6月22日（水）から同年8月1日（月）まで

② 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便に限る。）又は持参とします。（提出期限必着）

③ 提出先

「2 事務局」に同じ

9 質疑応答

本企画提案競技に関して質問等がある場合は、次のとおり質疑書（様式11）を提出することにより行うこと。

(1) 提出の方法

電子メール（送信後、電話等で本市の着信を確認すること。）とする。

(2) 提出期限

1回目：令和4年6月22日（水）から同年7月1日（金）午後5時15分まで

2回目：令和4年7月4日（月から）同月15日（金）午後5時15分まで

(3) 提出先

「2 事務局」に同じ

(4) 回答方法

質問の内容とその回答を、本市ホームページに掲載する。

1回目：令和4年7月6日（水）

2回目：令和4年7月21日（木）

10 第一次審査（書類審査）

審査委員会において、提出のあった資料について総合的に審査を行い、第二次審査参加者を5者程度選定する。

11 第一次審査結果の通知

令和4年8月10日（水）に参加表明者全員に結果を文書及び電子メールで通知する。

12 第二次審査参加に係る書類提出

(1) 書類等の作成

第二次審査に参加しようとする者は、別紙「提出書類等作成要領」に基づき、必要な書類を作成し、提出すること。

(2) 提出方法等

① 提出期間

令和4年8月10日（水）から同月22日（月）まで

② 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便に限る。）又は持参とします。（提出期限必着）

③ 提出先

「2 事務局」に同じ

13 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

(1) 第二次審査は、第一次審査で提出のあった提案書等についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。プレゼンテーション等の内容を踏まえ、審査委員会において提案内容的確性、独創性、実現性などを総合的に審査し、本業務に最も適した設計候補者及び次点の者をそれぞれ1者選定する。

(2) 実施日時等

① 日時 令和4年8月29日（月）（予定）

※詳細は、第二次審査対象者に別途通知する。

② 場所

第二次審査対象者に別途通知する。

③ プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番及び時間

第二次審査対象者に別途通知する。

④ 注意事項

ア 企業名の分かる説明はしないこと。

イ ヒアリングの出席者は、本業務に従事する管理技術者を含む4名以内とし、できる限り、配置を予定する管理技術者及び主任技術者が出席すること。

ウ ヒアリングの会場にプロジェクター、スクリーンは事務局で用意する。ただし、使用するパソコン等は各自で用意すること。

エ 説明資料は提出済の資料のみとし、新たに説明資料を追加することはできません。

オ オンラインでのヒアリングを希望する場合は、別途事務局と調整を行うこととする。

1.4 第二次審査結果の通知

第二次審査の参加者全員に結果を文書で通知する。なお、選定結果については、市ホームページにおいて公表する。

1.5 経費の負担

参加表明書や提案書等の作成及び提出、ヒアリングに要する費用、その他本企画提案競技の参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。

1.6 業務の委託

審査委員会で選定した設計候補者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該業務を委託する。(随意契約)

なお、設計候補者が、契約の間までに資格要件を満たさないことが判明した場合、契約の締結を行わない。この場合は、次点者と契約の交渉を行うものとする。

1.7 業務委託料の支払い

令和4年度において、業務委託料の100分の30以内で前払い金の請求をすることができる。

1.8 参加資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 本企画提案競技に参加する資格要件を欠くこととなった場合
- (3) 許容された表現以外の表現方法が用いられている場合
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 審査や評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 本説明書に定める手続き以外の手法により、審査委員会委員又は事務局等関係者に対し、直接又は間接を問わず、本企画提案競技に関連する連絡、面会、問い合わせ等を行った場合
- (7) その他この実施要領、提出書類等作成要領及び各様式で示している規定に違反する場合

1.9 その他

- (1) 本企画提案競技において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の取扱い
 - ① 提出書類は、返却しないものとする。
 - ② 提出書類は、設計候補者の選考を行う作業に必要な範囲内において、複製を作成することがある。
 - ③ 提案書(様式7)は、選考経過の公平性、透明性及び客観性を期すため公表することがある。なお、公表する場合は、提案書は無償で使用することができるものとする。
- (3) 本企画提案競技は、設計に対する発想、解決方法、対応姿勢等、優れたアイデアと業務能力を有する設計者を選定するものであり、本業務にそのまま反映されるものではない。
- (4) 本業務の受託者である者及び当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者は、本業務に関する全ての建設工事について受注することはできない。
- (5) 審査の経緯及び選考結果についての異議申し立ては受け付けない。

- (6) 管理技術者及び各主任技術者は原則として変更できない。ただし、特段の事情があると認められる場合に限り、本市と協議のうえ、同等以上の者に変更できるものとする。
- (7) 本企画提案競技において本市が提供した書類等は、本市の了解なく、公表、使用することは認めない。
- (8) 提出受付以降における提出資料の追加、差替え及び再提出は原則認めない。ただし、市が提出書類等の確認のため、追加の資料提出を求めた場合は、この限りではない。
- (9) 現地見学会は開催しない。見学希望者は、適宜、見学を行うこと。ただし、グラウンド利用者に迷惑をかけることがないよう配慮すること。